

令和5年度第4回青森県肝炎対策協議会

日時 令和6年3月19日（火）

17:00～18:00

場所 Zoomによるオンライン開催

（司会）

皆様、お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度第4回青森県肝炎対策協議会」を開会いたします。

本日、司会を務めます、がん・生活習慣病対策課の山田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、協議会設置要綱第5第2項に基づき、会議の議長は会長が務めることとされておりますので、今後の議事進行は、櫻庭会長にお願いいたします。

櫻庭会長よろしくお願ひします。

（櫻庭会長）

早速記事に参りたいと思います。

まずは議事の1、協議事項の青森県肝炎総合対策、令和6年3月改訂版の最終案についてです。事務局の方からご説明をお願いいたします。

（事務局）

事務局赤石です。よろしくお願ひいたします。

資料1、協議事項の青森県肝炎総合対策（令和6年3月改定版）についてご説明いたします。

まず資料1ですが、次第にも記載しています通り、これまで3回の本協議会を開催し、青森県肝炎総合対策令和6年3月改訂版や、報告事項にあります第8次青森県保健医療計画の肝炎対策部分について、委員の皆様にご協議していただき、今回、最終案を提示させていただいております。

肝炎総合対策の概要につきましては、お手元の資料の3ページをお開きください。

全体目標としまして左上の方に、全体目標ということで、ウイルス性肝炎から肝硬変への移行者、肝硬変から肝がんへの移行者の減少、そして二つ目としてはフォローアップ体制の整備100%、三つ目としまして肝炎医療コーディネーターの設置医療機関100%を全体目標に掲げ、基本的な方向に基づく形で、県や医療機関が取り組む政策として6つの政策等を掲げており、肝炎の予防のための施策、肝炎検査の実施体制の充実等となっております。

1ページにちょっとお戻りいただきますが、前回の第3回会議以降に変更になった事項が一点ございます。これは、県の医療審議会の計画部会の委員であります福田学長から、アルコールの非ウイルス性肝がん等が増加している状況等、これらを踏まえた形でこの肝炎総合対策にも詳しく記載すべきとの御指摘があったことから、事務局としまして、参考資料1の肝炎総合対策の最終案15ページにあります「(7) その他肝炎総合対策の推進に関する重要事項②肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方 イ 今後の対応」に、福田学長からご指摘いただいたことも踏まえた形で、「(ア) 県は、近年、生活習慣病等を起因とする非ウイルス性の肝硬変や肝がんが増加していること

から、飲酒を含む生活習慣の改善や予防対策として知識の普及啓発に努めます。」ということで加筆修正させていただきました。

なお、この青森県肝炎総合対策（令和6年3月改定版）（案）につきまして、令和6年1月26日から2月26日までパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

資料1につきまして、事務局からの説明は以上となります。

（櫻庭会長）

説明に関しまして何かご意見のある人がいらっしゃったらよろしくお願ひします。現状の肝硬変肝がんのリスクを鑑みて、生活習慣病対策も行っていくということだったかと思ひます。

大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは次に参りたいと思ひます。

次は報告事項の第8次青森県保健医療計画関連対策部分の最終案についてです。

こちら事務局の方からご説明をお願いいたします。

（事務局）

はい。報告事項ということで、第8次青森県保健医療計画の肝炎対策部分の最終案についてです。こちらは青森県医療審議会において協議される案件であるため、先ほどご承認いただきました文言と同じような形でこの医療計画にも記載しております。

肝炎総合対策という同じ記載になりますが、この部分について報告させていただきました。

以上、事務局からの説明となります。

（櫻庭会長）

ありがとうございます。

ただいまの件でご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

同じ内容でいくのですね、問題ないと思ひますので、それで、お願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

続きまして、議事（3）情報提供の「肝がん、重度肝硬変治療研究促進事業の見直し」についてです。事務局の方からご説明をお願いいたします。

（事務局）

資料2をご覧ください。

こちらは厚労省で先日行われた協議会の資料になっております。

肝がん重度肝硬変治療研究促進事業におきましては、平成30年12月に開始しておりますが、令和6年度から運用が変更になるということです。

内容としましては、現在、高額療養費限度額を超えた月が過去12ヶ月で3ヶ月目から支給対象ですが、4月からは過去24ヶ月で、2ヶ月目から自己負担1万円ということになっております。

正式な書類はまだ厚労省の方から来ておりませんのでこの資料だけしかないので、正式資料が届き次第、皆様に送付いたします。以上です。

(櫻庭会長)

ありがとうございます。

患者さんの負担が少しまた低減されるということがございます。

この件につきまして、ご意見ある方がいらっしゃいましたらお願いします。

大丈夫でしょうか。では、皆さんに周知していくということになるかと思えます、ありがとうございます。

議題はここまでなのですが、今回、2つちょっと協議事項がありまして、1つ目が、肝疾患に関する専門医医療機関の選定について、医療機関から申し出があったということで、その件につきまして事務局からご説明をお願いいただければと思います。よろしくをお願いします。

(事務局)

はい。櫻庭会長のご指摘の通り、2つの医療機関、健生病院と健生クリニックから、肝疾患専門医療機関について選定の申し出がありました。

この選定にあたりまして本協議会での協議が必要なため、今回、この協議会で協議する予定だった資料等を、お手元にお渡ししておりませんが、今、データ共有させていただいているような形で、県が12月に策定した要領に基づき、選定要件が3つあるのですが、3つとも、健生クリニック、健生病院ともにクリアしております。

ただし、今回協議させていただいたのは、その内容につきまして、例えば、肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できていること等について、事務局の素人レベルでは判断できないため、今回、この協議会の委員の先生方にご説明した上で選定して良いかどうかお伺いしたいと考えております。

(櫻庭会長)

ありがとうございます。

専門医療機関の選定も、全国の中で非常に少ないという現状と、健生病院などの資料につきましても、消化器専門医、肝臓学会専門医が常勤でいますので、現状の診療も専門医療機関に見合った診療をされていると考えられます。

現地確認というのか、何かそういうのもあるようですが、今の健生病院さん等からの申請の承認につきまして、何かご意見ある先生いましたら、よろしく願いいたします。

すいません。坂本先生、何かコメントをお願いできますか。

(坂本委員)

具体的には、千葉先生がいるので、全然問題なく、承認していいと思います。

ありがとうございます。

(櫻庭会長)

他に意見のある先生はいらっしゃいますでしょうか。

今後もし、こういうような申請があった際には、この委員会で、まずは基準と見合うかどうかについて、資料を皆様に見ていただいて、場合によって必要であれば現地確認を行うというような流れが良いかなと考えておりますが、今回の健生病院、健生クリニックの申請に関しましては基準を満たし

ていて、現状の診療においても専門医療機関の役割を果たしているということで、実地確認は省略して承認でいいと考えておりますが、皆様、それではよろしいでしょうか。すいません、よろしいという方、挙手をお願いできますでしょうか？

(挙手あり)

ありがとうございます。

それでは健生病院等の件は承認という形にしたいと思いますし、これからまた他の病院から申請があった場合は、今回の流れに従って、場合によっては実地確認も行うというような形にしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは承認ということですね。議決したいと思います。ありがとうございます。

続きまして、前回の会議においてお話があった、肝炎医療コーディネーターの要綱改正等についてです。このことにつきまして、ちょっと資料はないのですが、データ共有をして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。前回の第3回会議におきまして委員の先生の方からもご助言等がありました肝炎医療コーディネーターの養成拡大についてですが、今回、資料がお手元にはありませんが(パソコン上でデータ共有をする)、今回、民間企業における健康管理を担当する者や、MR、MS、患者団体学生等を考えておりました。

ただし、現在、青森県では約220人の肝炎医療コーディネーターの方がおります。そして、今年度第1回目の養成研修が行われ、そして、第2回目の養成研修では沼尾先生を始めとした県立中央病院の方々をお願いして、3月8日から22日にかけてオンデマンドで実施しております。3月18日現在ですが約120名の方が養成研修を受講しているような形で、そのうちおよそ7割が新規の養成研修受講者になっております。

120人という申込者が多かった経緯ですが、これまでは各障害の介護事業団体の方に一括してこういった養成研修がありますよということを県の方からお知らせしていたんですが、今回は個別に介護事業所や障害事業所の数百事業所をメールで周知しました。

そういったことから、今後、このような周知をすることによって養成者も多くなるということも想定しておりますが、先ほど申し上げた業種も今後含めていくかどうかを委員の先生方にご協議をいただければと思っております。

(櫻庭会長)

現在、沼尾先生の御協力でオンデマンドの研修会をやったことにより、プラス100名合わせて約350名位にはなると思うのですが、それでも多分、全国で見れば、かなり少ない状況かなと思います。

前回の話し合いの中では、もっともっと増やしていくべきであろうということと、やっぱり肝硬変肝がんも含めて、予防や、あるいは予防対策の周知も含めて、皆さんの知識を高めていくっていうようなことが、今後さらに重要になっていくのかなと思いますし、この会の前にちょっと飯野先生から聞いたんですけども、よその会では、コーディネーターの講習の中にもアルコール対策とか生活習慣病の講習というのも含めて行ってるということを知っておりますので、今後増える生活習慣病対策を、先ほどのアルコール対策も含めて、より一層強化してもいいのかなと考えております。ちょっと

報酬の負担は増えるかと思えます。先生方、何かご意見ありますでしょうか。

(沼尾委員)

そうですね。やはり、草の根といいますか、患者さんに近いところをスタッフの方とかに数多く参加していただいて、ウイルスだけでなくアルコール、かつ生活習慣病等に基づいた関連対策というのを進めていければというふうに思っております。

(櫻庭会長)

ありがとうございます。引き続き講習等で先生のお力添えいただくかと思えますので、何卒よろしくお願いいたします。

他にご意見ある先生いらっしゃいますでしょうか。近藤先生、何かコメントいただけますでしょうか。

(近藤委員)

やはりコーディネーターの養成がこういうふうになるのは遅かったんじゃないかと思うぐらいの感じでございまして、なるだけこのような講習会もきちんと開いていただいて、いわゆる肝炎に対する知識も増やしていただければと思っております。

非常にいいことだと思いますので、ぜひ続けてやっていただきたいと思います。

県医師会としてはなるべくバックアップできる場所をバックアップしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(櫻庭会長)

お力添えの力強いお言葉をありがとうございます。増やせるように皆さんで頑張っていきたいと思えます。

遠藤先生、何かご意見ありますか。

(遠藤委員)

さっき言ったアルコールとか、生活習慣の方は糖尿病とかのことも含めて、肥満対策とか結局そういうことと何となく繋がることが多い。

正直言うと、B型肝炎C型肝炎が非常にコントロールされてきているので、そっちの方を、この会はそうでないと言われるかもしれませんが、やった方がいいのではないかと常々思っていました。

(櫻庭会長)

どうもありがとうございます。

それでは、前回の会議で提案いただいた拡大案を採用ということで、拡大の方向で進めていきたいと思えますが、事務局の方から何か大丈夫でしょうか？

(事務局)

はい、了解いたしました。ありがとうございます。

(櫻庭会長)

あと、更新期間について、現在、青森県は3年ということですが、年数を長くして、5年という案があったと思いますけども、5年の方で進めてよろしいでしょうか？

(各委員)

(了承)

(櫻庭会長)

そうしますと、期間を5年ということと、かつ、基準を拡大して多くの方に対策に関わっていただくということで進めてまいりたいと思います。よろしくお祈いします。

その他、議事はこれで終わりですけども、その他に何かご意見ご質問ある方がいらっしゃいましたらよろしくお祈いいたします。いかがでしょうか。

委員の先生方、何かご意見ありますでしょうか。全部通してでもいいですので、大丈夫ですか。

それではないようですので、議事はこれで終了したいと思います。

本当に委員の皆様ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。よろしくお祈いいたします。

(司会)

議事、そして専門医療機関の選定、それから肝炎医療コーディネーターというところで、議事以外のことについてもご検討いただきまして、ありがとうございました。

これもちまして、令和5年度第4回青森県肝炎対策協議会を閉会いたします。

本日は皆様ありがとうございました。